

様式第17号(第20条関係)

ひたちなか市指令第390号

許 可 証

住 所 ひたちなか市大字津田2554番地の2

氏 名 勝田環境株式会社

代表取締役 望月 福男

令和8年1月9日に申請のあった一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、~~第6項~~・浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境株式会社
取扱廃棄物の種類	浄化槽汚泥
収集、運搬及び処分の別	清掃・収集・運搬
処 分 の 場 所	ひたちなか市勝田衛生センター
営 業 の 区 域	ひたちなか市（但し、旧勝田市の地域に限る。）
処 分 料 金	市で定める処理手数料
営 業 許 可 期 間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法及び関係法令(市条例等を含む。)を遵守するほか、市長の指示に従うこと。 2 ディスポーザーシステム処理槽の汚泥については、勝田衛生センターに搬入せず、株式会社カツタ（ひたちなか市高野1968番地2）へ搬入すること。

令和 8 年 2 月 10 日

ひたちなか市長 大 谷 明

